

不動産ご購入者様のパートナー『総合 FP 事務所の株式会社 FREE PEACE』が発行しています。

遺言書が家以外でも保管できるって知っていますか？

遺言書の作成は、残された家族にとって重要なものとなっていきます。遺言書がなければ、相続問題で、家族で揉めてしまう、なんてこともよく聞く話です。そこで自筆証書遺言書保管制度を利用することによって、適切に遺言書を保管することができます。

今回はこの制度を利用するにあたってのメリット、遺言者・相続者ができることを紹介していきます。

自筆証書遺言保管制度について

遺言書の保管申請時に、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するか、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられます

○メリット

1. 法務局において適正な管理・保管（原本で遺言者死亡後 50 年間/画像データで 150 年間）
2. 相続開始後、家庭裁判所における検認が不要
3. 相続開始後、相続人等の人は、法務局において遺言書の閲覧、遺言書情報証明書の交付が可能

○遺言者ができること

1. 遺言者の保管の申請
2. 遺言者の閲覧の請求
3. 遺言書の保管の申請の撤回
4. 変更の届出（住所・氏名など）

○相続人等ができること（相続開始後のみ）

1. 遺言書保管事実証明書の交付の請求
2. 遺言書情報証明書の交付の請求
3. 遺言書の閲覧の請求

【池上の視点】

自筆で手軽に遺したいことを書き、作成できるのが遺言書の特性でもありますが、形式に沿っていない場合は効力が無くなってしまう場合があります。相続問題は残された家族にとって重要な問題です。無効にならないためにもこの制度を活用するという選択肢もありますね。

株式会社 FREE PEACE

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 15 階

TEL：03-6258-1131 FAX：03-6258-1132 URL：<http://free-peace.co.jp>

2011 年 4 月より活動を開始し、皆様のお陰で現在では年間 組を超える住宅購入相談実績をもつ企業に成長致しました。今後もお客様をサポートする最良のパートナーである事を約束します！！